



やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告

長野県議会 9月定例会 一般質問内容

1 特別支援学校について 【教育】

問 中信地区特別支援学校再編整備計画の実施にあたり、保護者からは不安の声もあるが、説明は十分か。また、今後の対応はどのようにされるのか。

【教育長】 関係者への説明は、丁寧に重ねてきた。再編整備の基本的方向については関係者のご理解が得られ、8月に計画を正式決定したところである。今後も理解を得ながら、丁寧に進めて参ります。

問 松本盲学校の施設整備について、4月の受入れに向け、どのようなスケジュールで、どの程度の施設整備を行うのか。

【教育長】 平成28年4月から、高等部の1年生と医療的ケアを必要とする児童生徒数名の受け入れを予定しています。今年度中に一部教室の配置換えと作業学習用の機材などの備品や医療的ケアに必要な器具などの整備を行うとして、必要な経費について今議会に補正予算をお願いしたところである。

問 中信地区特別支援学校再編整備計画では、安曇養護学校の今後の方針について触れられていない。今後の考えについて伺う。

【教育長】 本年度はピーク時の約2割減となっており、過密化は緩和されつつあると認識している。今後については少子化により児童生徒全体の減少が進む中、生徒数は中長期的

に減少傾向が続くと見込んでおり、学習環境はさらに改善していくものと認識している。

問 特別支援学校のスクールのバスの現状をどのようにお考えか。また、市町村等におけるデマンド交通との連携の可能性について伺う。

【教育長】 付き添いや介助の必要な生徒の利用には課題があるが、市町村との連携が可能かどうかを研究していきたい。

問 過密化解消、就労支援の充実、卒業後の自立等を考えれば、高等養護学校は必要であると思うが、今後新設する考えはあるか。

【教育長】 本県では高等養護学校は設置していませんが、高校内に分教室の設置を進めており、来年度も2校に設置を計画している。こうした取組により就労支援の充実、本校の過密化の緩和などの成果が得られていくと考えている。

問 特別支援学校の環境改善に向け、県の空き施設や、合併等により利用されなくなった市町村施設の活用についてはいかがか。

【教育長】 教室のほかに体育館や校庭、実習用の屋外作業スペースなどの確保が課題となることから、今後の施設の必要性を勘案しながら、個々の状況に応じて検討して参ります。



なかつた事によるものと思うが、特別支援学校の現状及び市町村との連携も含めた今後の取組みについての所見を伺う。

【知事】 現状、子供たちにとって改善すべき点が多々あるという認識を持っておりまして、総合教育会議という場ができて、もっと早い段階で教育委員の皆様方と率直な意見交換をしていかなければいけないだろうと思っております。

問 この新しい場も十分活用しながら、教育委員会とはこれまで以上にしっかりと協力しながら、特別支援教育の充実、学校施設のあり方を一緒に考えていきたいと思っております。

2 学校での不登校・いじめについて【教育】

問 二学期が始まって1ヶ月が経過したが、県内の小中学校における不登校児童生徒の現状はいかがか。夏休み前と比較して状況に変化はあるか。

【教育長】 本県では、半年ごとの状況調査を実施しており、月毎の調査は実施しており、実質的には把握しておりません。

再質問 答弁によれば、県は教育現場の現状を把握できていない事になるが、問題解決のためには情報共有、現状把握は必須であると考えます。今後、調査方法・サイクル等の見直しは必要であると考えますが、ご見解はどうか。

【教育長】 多忙化を極める学校現場に新たな調査、報告を求める事は、先生方が子ども達に向き合う時間を削減してしまいかねず、慎重にあるべきと思う。

問 平成25年より、いじめ等学校問題支援チームが設置されたが、現在までの活動状況を伺う。

【教育長】 いじめの重大事態に限らず解決困難と思われる事案について、対応をしている。活動状況としては、各種ありますが、平成25年度は8回、26年度も8回の対応をしています。

問 いじめ等学校問題支援チームの存在が子ども達や保護者に周知されていないと思われるが、今後どのように広めていくのか。又、今日の教育現場の現状を考えれば、このチームを地方事務所単位に設置し、より幅広く柔軟に対応すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

【教育長】 子ども達や保護者からの直接の相談は学校生活相談センターで受け、その中で専門家による支援の必要があると認められるものについては、市町村教育委員会や学校と相談の上、いじめ等学校支援チームを派遣し、解決に

向けて取り組んでおり、まずは学校生活相談センターについて周知の徹底をはかっていたいと思っております。また、設置場所ですが、このチームは常駐の組織ではなく、課題が生じた際に学校に派遣するいわば人材のリストであり、県教育委員会の方で一元的に行っていくことが望ましいと考えており、要請があった場合には教育事務所との連携を図りながら速やかに派遣できるように努めて参ります。

3 発達障がいに対応した通級指導教室について【教育】

問 県内の中学校において、発達障がいに対応した通級指導教室を設置していない学校はどの程度か。また、その割合は他県と比較しているかが。さらには、今後の設置についての考えを伺う。

【教育長】 本県では中学校については未設置です。ご指摘どおり通級による指導と教科の専門的な教育の確保に課題があることから、本県を含め利用している生徒が20人未満となっている県は8県以上あります。今年度中学校における今後の望ましい支援のあり方について研究を始めたところであり、今後、中学校への通級指導教室設置等検討して参ります。

4 小児慢性特定疾病について【健康福祉】

問 小児慢性特定疾病の助成適用開始日を現在の申請の受理日から、その病気の疑いを持って受診した時点で遡ること、また、対象年齢（原則18歳未満）を過ぎた者は指定難病の医療費助成へ移行し、対象となる疾病の範囲が狭まるため、対象年齢を過ぎても引き続き助成が受けられるよう国に要望していただきたいが、いかがか。また、この制度の不十分な部分について県でカバーすることはできないか。

【知事】 様々な疾病において遡及適用日がいつまで遡れるのか、という特定は実務的に難しい部分もあると思っております。実際そういう対応ができるか、よく考えていく必要があるか、よく考えている。対象年齢を過ぎても引き続き助成をできるようにという点については、今回新制度がスタートしたところであり、まずは関係者の皆様の意見を十分お聞きした上で課題を整理していき、その上で国に対しては、必要な見直しについて要望すると共に、県としての対応の必要性を判断していきたいと思っております。



豊科北小学校4年生への議場説明の様子